

令和元年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
令和元年6月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月5日 午後1時35分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権課長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康課長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月5日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第4 議案第27号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例
- 日程第8 議案第31号 鞍手町関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第14 議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 第1号）
- 日程第15 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第4号）
- 日程第16 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第5号）
- 日程第17 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 第1号）
- 日程第18 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除

令和元年6月5日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和元年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成30年7月9日発覚の官製談合・汚職事件に係る裁判結果等について行政報告を行います。

平成30年7月9日に流域関連公共下水道事業の実施設計業務委託の入札における官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で徳島眞次前町長が逮捕され、その後7月31日に同容疑で、8月21日に加重収賄容疑で、更に10月10日に受託収賄容疑で合計4度にわたって逮捕されました。これらの逮捕により同氏は、平成30年7月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害で起訴され、8月21日には再度同容疑で、9月11日には加重収賄罪で、10月31日には受託収賄罪などで追起訴され、11月8日に初公判が行われました。

裁判は、述べ5回行われ、平成31年3月28日に本件に対する判決が下されました。

判決理由は、今回の事件が「町の業務の公正や社会の信頼を損なう悪質な犯行」とし、判決内容は、懲役2年6ヶ月、追徴金75万円、そして収賄金として受領した1,000万円を没収するというものでありました。

判決に対する控訴期間は、判決のあった日の翌日から起算して14日目の4月11日まででありましたが、同氏は、控訴期限までに控訴しませんでしたので、4月12日に刑が確定いたしました。

この刑の確定により、同氏に対し町長第1期目の任期満了後、鞍手町特別職職員退職手当支給条例及び鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の規定に基づき支給した退職手当については、鞍手町特別職職員退職手当支給条例第6条の「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職金の全額を返納させることができる」という規定に基づき、同日付けで返納請求を行っております。

第1期目分の退職手当は、1,172万6,400円ありますが、同金額から源泉徴収に係る所得税184万3,497円と町県民税101万2,500円の合計額285万5,997円を控除した887万403円が手取額となっておりますので、同手取額を返納請求しております。

そしてこの返納請求を行った退職手当については、5月27日に同氏より全額返納されております。

また、退職手当から源泉された所得税184万3,497円と町県民税101万2,50

0円については、それぞれ納付した公署に還付請求を行い、町県民税については既に還付され、国税についても5月30日付けで還付処理が行われたとする通知を受けており、近日中に還付される予定となっております。

以上が、平成30年7月9日発覚の官製談合・汚職事件に係る裁判結果等についての行政報告であります。

#### ○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、平成30年度鞍手町繰越明許費・繰越計算書の報告及び第3次鞍手町男女共同参画基本計画の報告、並びに小牧墓所移転造成工事請負契約状況の報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情2件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 田中二三輝君及び4番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第26号は、鞍手町監査委員の選任であります。

現鞍手町監査委員であります幸田喜孝氏の任期が、令和元年6月20日で満了することに伴い、同士を再度監査委員として選任いたしたく議会の同意を得るものであります。

なお、同士の略暦につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第3 議案第26号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第26号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号 鞍手町監査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時10分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に進みます。

日程第4 議案第27号を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第27号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

現鞍手町固定資産評価審査委員であります坂田正明氏の任期が、令和元年6月9日をもって任期満了となるため、同氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第27号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第27号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第27号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は同意することに決定しました。

次に、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月31日付けで専決処分しました一部改正条例の承認であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第28号は、専決第4号 鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の措置対象の改正、住宅借入金等特別控除に係る控除期間の拡充及び軽自動車税の税率の特例の改正等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日及び令和元年6月1日から施行されたことに伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

次に、日程第6 議案第29号は、専決第5号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ及び減額の基準額の見直しを内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分により所要の改正を行ったものであります。

以上が、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第30号は、鞍手町森林環境譲与税基金条例の制定であります。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されることに伴い、当該譲与税を効果的かつ効率的に管理運用するための基金を設置し、必要な事項を条例で制定するものであります。

次に、日程第8 議案第31号は、鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例です。

本条例は、鞍手駅関連施設である駐車場の日額の駐車場整理料の徴収方法をパーキングチケット方式に変更することに伴い、日額、月額ともに消費税及び地方消費税を内税とした上で駐車場整理料を据え置くこととするため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第32号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例は、個人の町民税の非課税の範囲の改正、軽自動車税の税率の特例及び賦課徴収の特例の改正等を主な内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成31年3月29日に公布され、令和元年10月1日以降、随時施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第33号は、鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、じん芥指定ごみ袋等の手数料をじん芥組合構成市町の申し合わせにより現行価格で据え置くことに伴い、消費税及び地方消費税を内税にすること等を含め、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第34号は、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これらの法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、災害者支援の充実を図る観点から所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第35号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、平成30年12月25日閣議決定された平成30年の地方からの提言等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第7 議案第30号から日程第12 議案第35号までの6件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月25日付け及び平成31年3月31日付けで専決処分しました補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第13 議案第36号は、専決第6号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から地方譲与税及び税交付金、地方交付税のうち特別交付税及び国・県支出金などの歳入の確定や歳出の執行残の減額等により、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、主に事業費の確定に伴う減額を行っており、2款 総務費では、ふるさと納税推進費において、平成30年度ふるさと納税寄附額が3,403万6千円で確定したため関連費用の減額を、また、3款 民生費では、障害者福祉費の通所系サービス給付費において利用件数の減少等により減額しております。

また、歳入では、10款 地方交付税のうち特別交付税の確定により追加する一方で、17款 寄附金のうち指定寄附金では、歳出でも述べましたが、ふるさと納税寄附額の確定により減額を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額2億6,448万9,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

そしてこれにより、歳入歳出それぞれ3億8,127万2,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億9,029万7,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第14 議案第37号は、専決第7号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、償還者の返済額減少により、歳入において貸付金回収金18万3千円を減額、それに伴い、歳出において一般会計繰出金18万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52万4,000円とし、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第15 議案第38号は、専決第3号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認であります。

本補正予算は、地質調査業務委託に地元調整が発生したことに伴い、年度内に委託業務の完了が見込まれないため、歳出1,026万円を令和元年度へ繰越明許するものとして、3月25日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第16 議案第39号は、専決第8号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,527万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億5,098万6,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

次に、日程第17 議案第40号は、専決第9号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、医療機器購入費の確定に伴う不用額を減額するものであります。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ502万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,117万3,000円として、3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第13 議案第36号から日程第17 議案第40号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第41号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費において、コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う補助金の計上及び、広く住民の意見を聴取し、町政に反映させるためのまちづくり懇談会の関連予算を計上しております。

また、地方税法等の一部改正に伴うふるさと納税推進費の増減補正を行っております。

3款 民生費では、介護予防事業ポイント交付金において、本年度実施する事業に対する商品券等の給付を翌年度とするため、ポイント交付金を全額減額し、併せて債務負担行為を計上しております。また、プレミアム付商品券事業費では、県の実行委員会に加入すること及び商品券の販売を郵便局に委託することに伴う増減補正を行っております。

6款 農林水産業費では、伏原池の耐震業務委託料を計上しております。また、森林環境譲与税創設に伴い、収入見込額と同額を基金積立金として計上しております。

7款 商工費では、県の本予算にプレミアム付地域振興券発行に伴う関連予算が計上されることから、本町においても鞍手町商工会補助金に関連予算を追加しております。

一方歳入では、先ほど歳出で述べましたプレミアム付商品券の販売収入を21款 諸収入に計上しております。

また、歳出で事業費を増額した補助事業に伴う国庫支出金の追加を行っております。

これらの要因により生じた財源余剰額664万4,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額することにより、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,932万1,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ79億5,425万5,000円としております。

次に、日程第19 議案第42号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、保健事業費の国民健康保険健康ポイント事業の一部を翌年度に実施するため、事業費の一部を減額して債務負担行為を設定するもので、事業費の減額に伴い県支出金及び繰入金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ77万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億4,466万2,000円としております。

以上が、日程第18 議案第41号及び日程第19 議案第42号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第20 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第20 議案第43号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和元年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和元年度分の固定資産税の課税免除申請が企業6社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第20 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時35分